平成２７年（フ）第１０５４７号
東京都足立区足立２丁目45－６－101
債務者　原田　　明
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５０号
東京都江戸川区西瑞江４丁目５－１－１－207
債務者　片山　貴子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５２号
東京都八王子市四谷町613－５　共立リライアンス四谷ＶＡ　507号
債務者　鳥山　和義
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５５８号
千葉県千葉市緑区おゆみ野４丁目19－２　ピュアシティＢ－102
債務者　大澤　　啓
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９号
北海道空知郡上富良野町泉町１丁目３番１－202号
債務者　早川　良子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７９号
北海道旭川市神楽岡７条７丁目５番３号　グリーンヒルハイツＡ－Ｂ号
債務者　高田　彰子（旧姓金谷）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９２号
横浜市港北区新横浜１丁目19番地10　Ｆ・Ｉ・Ｓ新横浜
債務者　村山　伸一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５３号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目36番地15　マースクハイツ103
債務者　落合　まり
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９５号
神奈川県大和市渋谷２丁目26番地16
債務者　本吉　堅一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０３号
神奈川県大和市福田３丁目５番地９　サンライト桜ケ丘Ｂ－202
債務者　東江　和信
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆351番地３
債務者　佐久間加代子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２２９号
釧路市鶴野東４丁目24番２号　サンヴィレッジ202号
債務者　山崎　信子（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１４６号
長崎県佐世保市江上町1888番地１　カーサ・アルグート203号、前住所長崎県佐世保市指方町1742番地１　エスペランサ大刀洗103
債務者　横尾　照幸
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
長崎県東彼杵郡川棚町百津郷41番地103
債務者　中村　正美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
長崎県北松浦郡小値賀町班島郷84番地１、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番地１　ロワールマンション篠栗２－508号
債務者　加戸　隆信
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

第明治三十五種郵便物認可